



社労士 FAX NEWS >>>

>>> 2026.2 Vol.169

発行 >>>

丹保社会保険労務士事務所 URL : <http://www.roamroom.net>

〒923-0868 石川県小松市日の出町一丁目112番地

Tel > 0761-24-1005 Fax > 0761-24-1007

◆外国人労働者の採用◆

国籍にかかわらず労働基準法や社会保険、雇用保険の適用などの労働関係法令は、外国人労働者にも適用されます。さらに、外国人特有の在留資格や手続もあります。在留資格によって就労できる職種や労働時間が異なるなど、入国管理法による在留資格制度は複雑で分かりにくく、制度を理解せずに雇用を進めた結果、不法就労や不法滞在につながるケースもあります。不法就労者を雇用した際の罰則は、不法就労をした本人だけでなく、不法就労となる外国人を雇用した会社にも適用されるおそれがあるため、注意が必要です。

また、外国人労働者にとって、文化の違いから日本では当たり前とされるルールが外国人には理解しづらいことがあります。そのほか、「言語の壁」も生じやすく、意思疎通が取れないことでトラブルに発展することもあります。労務担当者には、正しく外国人雇用に関する法令等を理解すること、そして、やさしい日本語

を使って分かりやすく説明するなどして、外国人労働者との円滑な意思疎通を図り、能力を発揮しやすい職場環境を整えることが求められます。

今回の NEWS では、外国人労働者からの内定承諾を受け、入社するときに関する手続について解説します。(在留資格ごとに発生する対応については、この NEWS では触れていません。) なお、この NEWS は、会社が内定を出す際に、外国人労働者が「既に正規の在留資格を所持していること」「在留資格が従事する業務内容と一致していること」「在留期間が超過して不法滞在となっていないこと」などを在留カードの提示により確認済であることを前提としています。まずは、以下の資料で、外国人労働者が入社するときの全体の流れについて確認してください。

<https://tambo-sr.com/databox/> 「外国人労働者の採用」から添付 PDF をご覧ください